

< 人材開発支援助成金 >（教育訓練休暇等付与コース）

雇用する労働者に対して教育訓練休暇制度を導入し、労働者が実際に教育訓練休暇を取得した場合に助成

※ <> は賃金要件 又は 資格等手当要件を満たす場合上乗せ支給

内 容		助 成 額	
支給対象となる訓練等		賃金助成 (1人1日当たり)	導入助成
教育訓練休暇等付与コース			
(1)～(3)の制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	(1) 教育訓練休暇制度 3年間に5日以上の教育訓練休暇制度を導入する場合	—	< 6万円 > 30万円
	(2) 長期教育訓練休暇制度 30日以上の長期教育訓練休暇制度を導入する場合	< 1,200円 > 6,000円	< 4万円 > 20万円
	(3) 教育訓練短時間勤務等制度 30回以上の所定労働時間の短縮および所定外労働時間の免除が可能な制度を導入する場合	—	< 4万円 > 20万円

パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット・申請様式・チェックリスト	問い合わせ・提出先
<p>人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）についての詳細は こちら をご覧ください。</p> <p>（人材開発支援助成金各コースのページにリンクされます）</p> <p>※ 支給申請様式は訓練実施計画届、制度導入・適用計画届を提出した年度の様式をお使いください。</p>	<p>山形労働局 職業安定部 訓練課 TEL:023-626-6106</p>